

平成24年第4回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 9月4日 ～ 9月25日：22日間）

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
9月 4日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第3号 3. 同意案第6号 4. 諮問第1号～第4号 5. 認定第1号～第10号 6. 議案第37号～第47号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
9月 5日	水	休 会		
9月 6日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～第10号 3. 議案第37号～第47号 [ 質疑・委員会付託 ]
9月 7日	金	休 会		
9月 8日	土	休 会		
9月 9日	日	休 会		
9月10日	月	休 会	委員会	
9月11日	火	休 会	委員会	
9月12日	水	休 会	委員会	
9月13日	木	休 会	委員会	
9月14日	金	休 会	委員会	
9月15日	土	休 会		
9月16日	日	休 会		
9月17日	月	休 会		
9月18日	火	休 会	委員会	
9月19日	水	休 会	委員会	
9月20日	木	休 会	委員会	
9月21日	金	休 会	委員会	
9月22日	土	休 会		
9月23日	日	休 会		
9月24日	月	休 会	委員会	
9月25日	火	開 議 午前10時		1. 認定第1号～第10号 2. 議案第37号～第47号 3. 意見書案第15号～第19号 「 委員長報告・議案上程 」 「 提案理由説明・質疑・討論・採決 」



## 諸 般 の 報 告

第 4 回 中 間 市 議 会 定 例 会  
平 成 2 4 年 9 月 4 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、下記のとおり監査委員から8月2日、22日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 病 院 事 業 会 計 平成23年度3月分
- (2) 水 道 事 業 会 計 平成23年度3月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から6月22日付で受領した。

記

- (1) 中 学 校 4 校 平成23年度

3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を教育長から8月14日付で受領した。

4. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成23年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を市長から8月29日付で受領した。

5. 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を市長から8月29日付で受領した。

(意見書の提出)

平成24年6月26日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付で、それぞれ送付した。

記

- (1) 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
- (3) 乳幼児医療助成制度の拡充を求める意見書



議事日程 (第1号)

平成24年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第3号 堀川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 3 同意案第6号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(日程第4～日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 認定第1号 平成23年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第2号 平成23年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成23年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成23年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成23年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成23年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成23年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第8号 平成23年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第9号 平成23年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第17 認定第10号 平成23年度中間市病院事業会計決算認定について  
(日程第8～日程第17 提案理由説明)
- 日程第18 第37号議案 平成24年度中間市一般会計補正予算 (第1号)

- 日程第19 第38号議案 平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第20 第39号議案 平成24年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第40号議案 平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（日程第18～日程第21 提案理由説明）
- 日程第22 第41号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 第42号議案 中間市防災会議条例及び中間市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 日程第24 第43号議案 中間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 第44号議案 中間市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
（日程第22～日程第25 提案理由説明）
- 日程第26 第45号議案 住居表示に伴う町の区域並びに字の区域及び名称の変更について  
（日程第26 提案理由説明）
- 日程第27 第46号議案 財産の取得について  
（日程第27 提案理由説明）
- 日程第28 第47号議案 中間市道路線の認定について  
（日程第28 提案理由説明）
- 日程第29 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（19名）

1 番 宮下 寛君	2 番 青木 孝子君
3 番 田口 澄雄君	4 番 佐々木晴一君
5 番 植本 種實君	6 番 中野 勝寛君
7 番 片岡 誠二君	8 番 堀田 英雄君
9 番 山本 慎悟君	10 番 掛田るみ子君
11 番 草場 満彦君	12 番 中尾 淳子君
13 番 安田 明美君	14 番 藤本 利彦君

15番 原田 隆博君

17番 下川 俊秀君

19番 井上 太一君

16番 古野 嘉久君

18番 米満 一彦君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	成光 嘉明君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	松尾 壮吾君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	………	三島 秀信君
消防長	………	安田光太郎君	総務課長	………	園田 孝君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	高橋 洋君
安全安心まちづくり課長	………				柴田精一郎君
市民課長	………	岩崎 孝幸君			
人権男女共同参画課長	………				古賀 敬英君
介護保険課長	………	山本 信弘君	土木管理課長	………	井手 和文君
産業振興課長	………	小南 敏夫君	下水道課長	………	中嶋 秀喜君
営業課長	………	久野 裕彦君	市立病院課長	………	芳野 文昭君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	森 研二君

---

午前9時58分開会

○議長（片岡 誠二君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しております。これより平成24年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておりますのでご了承をお願いいたします。この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 会期の決定

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり本日から9月25日までの22日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は22日間と決しました。

---

### 日程第2. 選挙第3号

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第2、選挙第3号堀川水利組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。堀川水利組合議会議員に、下川俊秀君、栗田義明君、吉田光代さんを指名したいと思っております。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、堀川水利組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が堀川水利組合議会議員に当選されました。

---

日程第3. 同意案第6号

○議長(片岡 誠二君)

次に、日程第3、同意案第6号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

同意案第6号固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります日高幸夫氏の任期が、平成24年9月21日で満了となりますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(片岡 誠二君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

討論なしと認めます。

これより同意案第6号固定資産評価審査委員会の委員の選任について採決をいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第6号は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第6号はこれに同意することに決しました。

---

日程第4. 諮問第1号

日程第5. 諮問第2号

日程第6. 諮問第3号

日程第7. 諮問第4号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第4、諮問第1号から日程第7、諮問第4号までの諮問4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります衛藤修身氏の任期が、平成24年12月31日で満了となります。

同氏におかれましては、9年にわたってご活躍いただきましたが、今期限りで辞任されることになりました。同氏の長年にわたるご尽力につきましては、深く感謝をいたしているところでございます。

つきましては、同氏の後任について法務大臣から福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられます中垣美子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員であります前田桂子氏の任期が、平成24年12月31日で満了となります。

同氏におかれましては、12年にわたってご活躍いただきましたが、今期限りで辞任されることになりました。同氏の長年にわたりますご尽力につきましては、深く感謝をいたしているところでございます。

つきましては、同氏の後任について法務大臣から福岡法務局長を通じまして、候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられます三角由紀子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

諮問第3号における坪根澄枝氏及び諮問第4号におきます中島史夫氏におかれましては、現在本市の人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、お二人とも平成24年

12月31日をもちまして、その任期が満了することとなっております。

このことによりまして、法務大臣から福岡法務局長を通じまして、後任候補者の推薦依頼がございましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました坪根澄枝氏及び中島史夫氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問4件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより諮問4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（片岡 誠二君）

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（片岡 誠二君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(片岡 誠二君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局点呼・議員投票)

.....

1 番	宮下 寛君	2 番	青木 孝子君
3 番	田口 澄雄君	4 番	佐々木晴一君
5 番	植本 種實君	6 番	中野 勝寛君
8 番	堀田 英雄君	9 番	山本 慎悟君
10 番	掛田るみ子君	11 番	草場 満彦君
12 番	中尾 淳子君	13 番	安田 明美君
14 番	藤本 利彦君	15 番	原田 隆博君
16 番	古野 嘉久君	17 番	下川 俊秀君
18 番	米満 一彦君	19 番	井上 太一君

.....

○議長(片岡 誠二君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(片岡 誠二君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に堀田英雄君及び藤本利彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(片岡 誠二君)

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成17票、反対1票。

以上のとおり賛成多数であります。よって、諮問第1号については、これを同意することに決しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(片岡 誠二君)

ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(片岡 誠二君)

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(片岡 誠二君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	宮下 寛君	2 番	青木 孝子君
3 番	田口 澄雄君	4 番	佐々木晴一君
5 番	植本 種實君	6 番	中野 勝寛君
8 番	堀田 英雄君	9 番	山本 慎悟君
10 番	掛田るみ子君	11 番	草場 満彦君
12 番	中尾 淳子君	13 番	安田 明美君
14 番	藤本 利彦君	15 番	原田 隆博君
16 番	古野 嘉久君	17 番	下川 俊秀君
18 番	米満 一彦君	19 番	井上 太一君

.....  
○議長（片岡 誠二君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（片岡 誠二君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山本慎悟君及び草場満彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（片岡 誠二君）

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成17票、反対1票。

以上のおり賛成多数であります。よって、諮問第2号については、これを同意することに決しました。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第4号は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第4号はこれに同意することに決しました。

-----  
日程第 8. 認定第1号

日程第 9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第 6号

日程第14. 認定第 7号

日程第15. 認定第 8号

日程第16. 認定第 9号

日程第17. 認定第10号

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第8、認定第1号から日程第17、認定第10号までの平成23年度各会計決算認定10件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君） 認定第1号から認定第10号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差引額は7億3,080万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が40億9,710万円で、前年度と比較いたしまして徴収率向上により6,460万円の増収となっております。

また、一方の歳入の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと53億1,870万円で、前年度と比較いたしまして7,320万円の増額となっておりますが、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債が、前年度と比較いたしまして1億8,990万円と大きく減額となっております。

とりわけ23年度は、その他の多額の収入といたしまして市町村振興宝くじ交付金1億円、市町村災害共済基金の取り崩し1億800万円の臨時的収入がありましたことから、臨時財政対策債の大幅な減額分の補てんが可能となっております。

次に、歳出の主なものといたしまして、まず義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費につきましては、議員年金制度廃止に伴います公費負担の増額や地方公務員共済組合等負担金の大幅な増額等によりまして、前年度と比べ1億1,500万円の増額となっておりますが、本年度も引き続き市長、副市長及び教育長の給料の削減や一般職の管理職手当の削減などを実施いたしております。

扶助費につきましては、厳しい雇用情勢による生活保護費の増額等により、前年度と比較いたしまして2億3,520万円の増額の53億2,950万円となっております。

公債費につきましては、金利負担の軽減を図るため、市債の利率見直しを行い、前年度と比較いたしまして5,220万円の減額の21億5,320万円となっております。

次に、主な事業について説明を申し上げます。

総務費におきましては、公文書の收受から廃棄までの管理を一元化することで文書管理事務の効率化を図るとともに、市民へのさらなる情報公開が迅速に対応できるため、総合

文書管理システムを導入し、また市内外に広く迅速に本市の情報発信を行うため、ホームページの全面リニューアルを行い、その費用に860万円を支出いたしております。

民生費につきましては、中間小学校内への学童保育所の設置工事といたしまして1,050万円、また地域における福祉政策の基本となる福祉計画の策定準備の委託料といたしまして100万円を支出いたしております。

保健衛生費につきましては、妊産婦から乳幼児及び成人から高齢者まで、これを対象に予防接種及び各種保健事業を実施をし、市民の健康増進を推進いたしております。

環境衛生費では、排出ごみの減量化やリサイクルを図ることを重点課題とし、自治会等により資源回収を実施していただきました。その結果、本市のごみ処理量は前年と比べ85トンの減量がなされ、環境に優しいまちづくりに取り組んでおります。

労働費につきましては、国の施策でございます緊急雇用創出事業等を活用し、地域の実情に合った雇用確保対策を実施いたしております。労働費全体といたしましては、前年度と比較いたしまして880万円増額の5,120万円の支出となっております。

農林水産業費につきましては、農道及び農業用水路の整備費に1,610万円を支出し、農業従事者の省力化や生産の向上に成果を上げております。

商工費につきましては、地域経済の活性化対策といたしまして、毎年行っておりますプレミアム付商品券の発行を平成23年度におきましては2回行い、中間商工会議所に対しまして事業費としまして990万円を交付し、また市全体の経済の活性化へ波及していくことを目的といたしました「やすらぎイルミINなかま」を実施し、その費用に3,050万円を支出いたしております。

土木費における道路新設改良費につきましては、二夕股・東中牟田線道路改良事業ほか23件の工事を行い、車両・歩行者の交通の安全性と利便性の向上を図り、また東中間・深坂線及び通谷団地74号線歩道改良事業におきましては、道路の拡幅及びカラー舗装等の歩道の改良を行いまして、通学する児童や歩行者の安全対策に努めております。

都市計画費におきましては、垣生公園を初めとする公園の整備工事費といたしまして7,880万円を支出し、安全安心で魅力的な公園づくりを行っております。

消防費につきましては、火災による被害を最小限に抑えるため、太賀団地内に防火水槽を整備し、消防体制の強化を図り、災害対策につきましては、洪水時に浸水が想定される区域や土砂災害の危険箇所及び避難所の位置を図にした「遠賀川ハザードマップ」や災害時の安全対策等、災害に対する事前の備えを重視した「わが家の防災チェックBOOK」を作成し、全戸配布するとともに、災害が発生したときの避難生活において介助を必要とする方々が安心して避難生活を送れるための避難所といたしまして、さくらの里地域交流センター及びハピネスなかまを福祉避難所に指定し、生活備品の整備を行い、また地域交流センター内に防災倉庫を設置し、災害時に必要な資器材の整備を行っております。

さらに、中間西小学校区の6自治会に自主防災組織を設置、設立をお願いいたしまして、

防災備品の整備、避難ルートマップの作成や避難訓練等を県の補助を活用し400万円を支出いたしております。

教育費につきましては、引き続き校舎の耐震補強事業を進め、児童生徒の安全確保に努めております。非行防止事業といたしまして、自治会単位で「ふるさとみまわり隊」を組織をし、重点的な巡回を行い、また市内のタクシー会社等、民間会社の協力を得て「走るみまわり隊」として啓発活動を行い、さらに少年相談センターとも連携をし、青少年の非行防止と健全育成を図っております。

市民図書館につきましては、市民の皆様の多様なニーズに対応し、利用者サービスをさらに充実するため全面改修を行い、本年6月1日にリニューアルオープンいたしましたが、その事業費に2億4,010万円を支出いたしております。また、市営球場におきましては、「toto」の助成金活用によりまして、天然芝生の張り替え及びグラウンド改良事業として3,180万円を支出をし、スポーツ振興を図っております。

世界遺産登録に向けての主な活動費用につきましては、世界遺産推進協議会の負担金等といたしまして420万円となっております。

以上が、一般会計の決算の概要でございます。

引き続きまして、特別会計につきましてご報告を申し上げます。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は54億9,610万円、また歳出総額66億1,720万円となりまして、差し引き11億2,110万円の歳入不足となっております。

この中から、前年度繰上充用金9億3,400万円を除きますと、単年度決算といたしましては1億8,710万円の赤字決算となっております。この要因といたしましては、医療制度改革に伴う前期高齢者に対する財政調整交付金のうち、平成21年度精算分による歳入の減額が最も大きな要因でございます。

国民健康保険加入者数の各月平均は、平成22年度1万3,758人に比べまして1万3,573人と若干減少いたしております。また、1人当たりの年間療養諸費は平成22年度28万5,118円に比べまして、28万7,023円と増加をしております。高度で高額な医療の拡大により、保険給付が増額となっている状況でございます。

今後とも中間市国民健康保険事業の健全な運営を目指し、さらに収納率の向上に努めることはもちろん、ジェネリック医薬品希望カードの活用やレセプト点検業務の強化によりまして、医療費の適正化、平成20年度から始まりました特定健診・特定保健指導の推進により保健事業を強化をし、市民の健康増進による医療費の減少に努力を払い、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、歳入総額は、貸付金元利収入等で2,210万円に対しまして、歳出総額は繰上充用金等6億290万円で、差し引き5億8,080万円の収入不足となっております。この不足額につきましては、貸付金の徴収

努力を今後とも継続することによりまして、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計におきましては、中鶴地区、曙地区の下水道処理事業を維持管理する経費が主なもので、歳入歳出の差引額では294万円の黒字となっております。また、公共下水道事業特別会計につきましても、歳入歳出の差額は229万円の黒字となっております。

次に、公共下水道は、本年度に黒川水管橋、大辻蓮花寺幹線などの幹線整備や岩瀬地区、弥生地区、土手ノ内地区など市内22地区の整備を行いまして、普及率は60.9%に達しております。

また、公共下水道と地域下水道を合わせました普及率は72.6%になりましたが、今後も下水道計画を検証しながら、可能な限り早期普及に努力してまいります。

次に、公共用地先行取得特別会計におきましては、新たな用地の取得はなく公債費のみの668万円の決算となっております。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入39億8,660万円、歳出39億6,860万円となり、歳入歳出差し引き1,800万円の黒字決算となっております。

平成24年3月末現在における要介護認定者数は2,895人で、前年度に比べまして1.2%増加をし、保険給付費は37億3,720万円で、前年度に比べ2億4,470万円、率にいたしまして7.1%増加をしております。増加の要因といたしましては、高齢化の進展による認定者数の増加及び各種介護サービス利用の増加が考えられます。

同じく介護サービス事業勘定では、要支援者の年間給付管理件数は8,668件でございます。歳入3,900万円、歳出3,630万円となり、歳入歳出差し引き270万円の黒字決算となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算におきましては、歳入額6億5,600万円、歳出額6億4,460万円、差し引き1,140万円の黒字決算となっております。歳入の主なものにつきましては、被保険者からの保険料でございます。また、歳出の主なものにつきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

黒字決算となっておりますが、これは市町村会計では出納整理期間中である4月及び5月に納付されました保険料を、福岡県後期高齢者医療広域連合が平成24年度会計で受け入れるためでございます。そのため、その間に納付されました1,140万円は、平成24年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に支出することになっております。

今後も福岡県後期高齢者広域連合との連絡を密にし、安心・信頼の医療の確保と予防医療を進めつつ、医療費適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

最後に、平成23年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質単年度収支

は1億6,780万円の黒字となっております。これで平成21年度決算から3年連続して基金総額の増額、地方債の残高の減額、実質単年度収支の黒字化という財政運営上の目標を達成する結果となっております。

しかしながら、地方財政健全化法に基づく各指標につきましては、実質公債費比率が15.5%、将来負担比率が125.7%で、いずれも国が示す早期健全化基準は下回っているものの、他自治体と比較すると高い数値となっております。さらに財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.3%で、前年度と比較いたしまして0.9ポイント上昇をいたしております。このように、厳しい財政状況にあることは変わりございません。

今後とも行政の効率化を図りまして経費の抑制に努め、行財政改革に取り組む所存でございます。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書をつけまして、議会の認定に付するものでございます。

なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出をいたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、認定第9号平成23年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金2億198万6,872円のうち、5,000万円を将来、企業債の元金償還に充てるため減債積立金へ積み立て、残余1億5,198万6,872円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきましては、収益的収入及び支出における総収益は10億2,759万4,170円となり、前年度と比較いたしますと10万1,109円の増額となっております。

これに対する総費用といたしましては、9億8,110万6,129円となり、前年度と比較いたしますと3,420万5,516円の増額となっており、当年度の純利益は4,648万8,041円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入につきましては、1億9,392万4,085円で、これに対する総支出は4億3,612万7,248円となり、差し引き2億4,220万3,163円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補てんいたしております。

次に、平成23年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万7,992戸で前年度より139戸増加をいたしておりますが、給水人口につきましては6万4,387人で、前年度より553人減少いたしております。

また、有収水量は623万153立方メートルで、前年度より13万3,809立方メートル減少いたしております。

近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展とあわせ、生活様式が多様化する中、節水意識の高まりなどによりまして、給水収益の伸びは期待できない状況でございます。また、良質な水道水質の維持、向上に向けては、施設の維持、改良とともに、浄水施設の老朽化に対応した改良工事等も必要とされる時期を迎えようとしております中、それらの費用の増大も見込まれるなど、今後の水道事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しくなることが予想されますが、より一層、効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定により、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出いたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、認定第10号平成23年度中間市病院事業会計決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収支につきましては、病院事業収益19億1,602万6,746円に対しまして、病院事業費用は19億7,026万91円となり、単年度収支におきまして、約5,423万円の純損失となっております。このため前年度繰越欠損金の6億7,868万円に当年度純損失を加えました7億3,291万円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入1億3,022万1,000円に対しまして、支出は1億5,698万2,315円となり、これによる差し引き不足額は2,676万円となっております。つきましては、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんをいたしております。

また、患者数につきましては、入院延患者数は2万1,470人で、1日平均58人となっております。外来延患者数は6万9,858人で、1日平均256人となっております。本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面におきましても、欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけ議会の認定に付するものでございます。

また、同条第6項の規定によりまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えまして提出をいたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております各会計決算認定10件に対する質疑は、9月6日の本会

議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第18. 第37号議案

日程第19. 第38号議案

日程第20. 第39号議案

日程第21. 第40号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第18、第37号議案から日程第21、第40号議案までの平成24年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第37号議案平成24年度中間市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、歳入における普通交付税及び臨時財政対策債が決定いたしましたので、その額を増額するものでございます。

平成24年度におきます地方交付税の総額は、東日本大震災分を除く通常収支分といたしまして、地方財政計画により17兆4,540億円とされ、前年度より0.5%の増額と示されていたことから、これに基づいた予算措置をしておりました。

しかしながら、本年度の普通交付税算定におきまして、本市で財政需要が高い生活保護費や高齢者福祉費に重点的に配分がなされたことによりまして、普通交付税額は47億2,400万円と決定され、当初の予算計上額を上回りましたことから、今回2億4,130万円の増額補正を行うこととなったものでございます。

さらに、普通交付税の補完財源であります臨時財政対策債におきましても7億1,250万円となり、予算額を上回ったため1,670万円をあわせて増額をいたしております。

また、歳出につきましては、商工費において工場団地への企業誘致のための用地取得費といたしまして1億560万円を計上し、当初予算計上と合わせますと1億5,790万円により約3,200坪の用地を一括して土地開発公社から取得することといたしております。この費用につきましては、同額を歳入予算として計上しており、今後はさらに企業誘致活動を積極的に展開することといたしております。

衛生費におきましては、従来の生ポリオワクチンに代えまして、不活化ポリオワクチンが導入されることから、個別予防接種委託料といたしまして1,000万円を計上し、ポリオ予防による健康づくりを推進してまいります。

土木費におきましては、七重団地南側の法面整備工事費といたしまして2,210万円、垣生公園の展示蒸気機関車の改修経費といたしまして580万円を計上し、市民生活の向上を図るものといたしております。

教育費におきましては、学校の耐震診断の結果、中間小学校及び中間東小学校の耐震工事が必要となったことから、予算未計上でありました中間東小学校耐震工事の実設計費用といたしまして430万円を計上し、その後の耐震工事につなげていくとともに、新たに中間西小学校の耐震診断経費といたしまして、910万円を計上いたしております。これによりまして、すべての小中学校の耐震診断が完了することとなります。

災害復旧費におきましては、7月の集中豪雨により冠水をしました市民グラウンドの復旧工事費といたしまして、590万円を計上いたしております。

また、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、それぞれの特別会計予算額追加に伴う繰出金を合わせて860万円増額をいたしております。

このような歳出に伴う歳入予算につきましては、企業誘致分を含めた市有地売払収入1億620万円、七重団地南側法面整備事業に係る県負担金といたしまして2,210万円、学校耐震化事業を初めとする建設事業債といたしまして1,220万円をそれぞれ増額するとともに、普通交付税及び臨時財政対策債の増額に伴い、財政調整基金及び住宅基金繰入金を合わせまして2億2,000万円減額をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1億8,610万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ166億9,020万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第38号議案平成24年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、住民基本台帳法の改正に伴う電算システム改修委託料を320万円、収納率特別対策事業に係る委託料を160万円、使用料及び賃借料を360万円、備品購入費を20万円、また諸支出金のうち償還金利子及び割引料を10万円追加いたしております。

補正の理由といたしましては、滞納整理システムを導入するに当たり、財政補助の観点から当会計より支出するべきと判断したことによるものでございます。

次に、歳入につきましては、国庫補助金を310万円、県補助金を270万円、他会計繰入金を290万円、歳入欠かん補填収入を10万円追加をいたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ896万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,836万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第39号議案平成24年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修委託料といたしまして600万円、基金積立金におきまして、第5期介護保険事業計画に伴う県の財政安定化基金取崩し交付金の積立金1,150万

円、諸支出金におきましては、平成23年度介護給付費の確定に伴いまして、返還金とし  
まして支払基金返還金340万円、県返還金50万円、地域支援事業費の確定に伴う返還  
金といたしまして、国庫返還金330万円、支払基金返還金200万円、県返還金  
160万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金返納金といたしまして40万円を増額いた  
しております。

次に、歳入の主なものといたしましては、国庫支出金におきまして、平成23年度介護  
給付費の確定に伴う精算交付金480万円、介護保険事業費補助金300万円、県支出金  
におきましては、第5期介護保険事業計画に伴う県の財政安定化基金取崩し交付金  
1,710万円、繰入金におきましては、住民基本台帳法の改正等に伴う一般会計繰入金  
350万円、繰越金におきまして、歳出補正に伴う前年度繰越金630万円を増額計上い  
たしております。

また、繰入金におきまして、第5期介護保険事業計画に伴う県の財政安定化基金取崩し  
交付金を、当初予算に一括して基金から繰入計上しておりましたので、このたび、平成  
24年度分を減額するものでございます。

以上により、保険事業勘定の補正予算の総額に歳入歳出それぞれ2,928万円を追加  
をし、保険事業勘定に介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ  
42億5,375万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第40号議案平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に  
ついて、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、住民基本台帳法の改正に伴う電算システム改修委  
託料を210万円増額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、一般会計からの繰入金を210万円増額いたして  
おります。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ210万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それ  
ぞれ7億954万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております補正予算4件に対する質疑は、9月6日の本会議で行い  
ますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第22. 第41号議案**

**日程第23. 第42号議案**

**日程第24. 第43号議案**

**日程第25. 第44号議案**

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第22、第41号議案から日程第25、第44号議案までの条例改正4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第41号議案中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正の主な内容といたしましては、当条例に定める児童遊園の新設及び廃止並びに名称の変更を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、新設される公園といたしまして朝霧第2児童遊園及び桜台児童遊園の二つの園でございまして、両園は現在まで緑地と位置づけて管理を行ってまいりましたが、住宅地内に存在し遊具も配置してあり、児童の利用が多いことから児童遊園と位置づけるものでございます。

また、廃園となります児童遊園は通谷3区児童遊園でございます。当該児童遊園につきましては、地元自治会からの申し出により廃園とするものでございます。

次に、名称の変更につきましては、自治会名の変更に伴い、「寿町第1、第2、第4、第6児童遊園」を「岩瀬南町第1、第2、第4、第6児童遊園」に、また先ほど申しあげました朝霧地区に児童遊園が新設されたことに伴い、現在の「朝霧児童遊園」を「朝霧第1児童遊園」に、さらに自治会との協議によりまして「宮の下児童遊園」を「中牟田児童遊園」に変更するものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、議決をいただいた後の公布の日からといたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第42号議案中間市防災会議条例及び中間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、災害対策基本法の一部を改正する法律が本年6月27日に公布されたことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、同法第6条第6項におきまして「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める」と規定されるとともに、都道府県防災会議の組織及び所掌事務が改正されたことから、本市の防災会議の組織及び所掌事務につきましても改正するものでございます。

また、中間市災害対策本部条例につきましては、同法の改正によりまして市町村災害対策本部設置についての規定が第23条から第23条の2になることに伴い、条例中の同条を引用している部分の改正を行うものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、議決をいただきました後の公布の日からといたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第43号議案中間市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び第44号議案中間市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成23年5月2日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方公営企業法が改正されたことに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしまして、これまで地方公営企業法で規定されておりました資本剰余金の処分の規定につきまして、法改正により条例において定めることとなりましたことから、条例中にその旨を規定するものでございます。

なお、同規定の施行日につきましては、平成24年10月1日といたしております。また、資本剰余金の処分につきましては、法令の規定により平成26年度から適用されなくなるため、平成26年4月1日に条例中の規定を削ることといたしております。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第26. 第45号議案

#### ○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第26、第45号議案住居表示に伴う町の区域並びに字の区域及び名称の変更についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

#### ○市長（松下 俊男君）

第45号議案住居表示に伴う町の区域並びに字の区域及び名称の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の字の区域及び名称の変更は、住居表示整備事業に伴うものでございます。地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回実施いたします住居表示の概要を具体的に申し上げますと、対象区域は大辻3組から5組までの13世帯でございまして、別図1の大字中間の区域を別図2のとおり大辻町の区域に編入するとともに、名称を「大辻町」に変更するものでございます。

これに伴いまして、当該地域の住民の方などにおかれましては、住民票、印鑑証明、戸籍簿及び土地建物の登記簿の表題部の住所等が変更されることとなります。

なお、住居表示の実施日につきましては、本年11月12日といたしております。

ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（片岡 誠二君）**

ただいま議題となっております第45号議案に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第27. 第46号議案**

**○議長（片岡 誠二君）**

次に、日程第27、第46号議案財産の取得についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第46号議案財産の取得について、提案理由を申し上げます。

今回取得いたします財産につきましては、企業誘致促進事業用地といたしまして五楽工業団地内に中間市土地開発公社が先行取得をいたしております中間市大字中底井野字六反田1番12を含む4筆の土地で、合計面積が1万612.45平方メートルの土地でございます。

今回の財産の取得におきましては、当該事業用地の購入を希望する企業に対し、公募による売却を行うため、その全部を買い戻すものでございます。

これによりまして、平成24年8月17日付で中間市土地開発公社と取得価格1億5,591万5,220円で土地売買仮契約を締結いたしております。

このたびの財産の取得に当たりましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、1件の予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上である土地を買い入れる場合においては、議会の議決が必要となっておりますことから、議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（片岡 誠二君）**

ただいま議題となっております第46号議案に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

**日程第28. 第47号議案**

**○議長（片岡 誠二君）**

次に、日程第28、第47号議案中間市道路線の認定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

第47号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、塘ノ内13号線及び新手16号線の二つの路線でございます。

まず、塘ノ内13号線につきましては、中間市岩瀬三丁目地内の開発行為で帰属を受け、平成23年3月定例会におきまして議決をいただき、認定いたしました塘ノ内12号線と接道し、当該地区の交通利便性の向上を図るため道路整備を行い、認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員9メートル、実延長160メートルでございます。

次に、新手16号線につきましては、従来から当該地区住民の生活道路といたしまして利用されているため、認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、幅員6.3メートル、実延長100メートルでございます。

以上のとおり、2路線を公共の用に供するため市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（片岡 誠二君）

ただいま議題となっております第47号議案に対する質疑は、9月6日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

#### 日程第29. 会議録署名議員の指名

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第29、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において掛田るみ子さん及び安田明美さんを指名いたします。

○議長（片岡 誠二君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時03分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長           片 岡 誠 二

議 員           掛 田 る み 子

議 員           安 田 明 美